

「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」から「定住者」への在留資格変更許可が認められた事例
及び認められなかった事例について

平成 24 年 7 月

法務省入国管理局

(平成 29 年 3 月改訂)

日本人、永住者又は特別永住者の配偶者として「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する外国人について、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」といいます。）では、同法第 22 条の 4 第 1 項第 7 号に掲げる事実（配偶者の身分を有する者としての活動を継続して 6 月以上行わないで在留していること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。））が判明したことにより在留資格の取消しをしようとする場合には、在留資格変更許可申請又は永住許可申請の機会を与えるよう配慮することとされています（入管法第 22 条の 5 参照）。

法務省入国管理局では、上記入管法第 22 条の 5 の趣旨等を踏まえ、運用の透明性の向上を図る観点から、在留資格「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」から「定住者」への在留資格変更許可が認められた事例及び認められなかった事例を、別添のとおり公表します。

在留資格変更許可申請については、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可することとされ（入管法第 20 条）、この相当の理由があるか否かの判断は、法務大臣から権限の委任を受けた地方入国管理局長の裁量に委ねられ、当該外国人の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行われるもので、別添にある事例に類似する場合であっても、結論が異なることもあります。

なお、事例については、必要に応じて今後も追加する予定です。

1 「定住者」への在留資格変更許可が認められた事例

| | 性別 | 本邦 在留期間 | 前配偶者 | 前配偶者との 婚姻期間 | 死別・ 離婚の別 | 前配偶者との間の 実子の有無 | 特記事項 |
|---|----|------------|---------------|----------------|-------------|-------------------|--|
| 1 | 女性 | 約6年 | 日本人 (男性) | 約6年6か月 | 離婚 | 日本人実子 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 親権者は申請人 ・ 日本人実子の監護・養育実績あり ・ 訪問介護員として一定の収入あり |
| 2 | 女性 | 約5年1か月 | 日本人 (男性) | 約3年 | 事実上の 破綻 | 無 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前配偶者による家庭内暴力が原因で婚姻関係が事実上破綻 ・ 離婚手続は具体的に執られていない状況にあったものの、現に別居し双方が離婚の意思を明確に示していた ・ 看護助手として一定の収入あり |
| 3 | 男性 | 約13年8か月 | 特別永住者 (女性) | 約6年1か月 | 死別 | 無 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金属溶接業経営を継続する必要あり ・ 金属溶接業経営により一定の収入あり |
| 4 | 女性 | 約8年1か月 | 日本人 (男性) | 約4年5か月 | 離婚 | 日本人実子 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前配偶者による家庭内暴力が原因で離婚 ・ 前配偶者による家庭内暴力により外傷後ストレス障害を発症 ・ 親権者は申請人 ・ 日本人実子の監護・養育実績あり |
| 5 | 女性 | 約10年5か月 | 日本人 (男性) | 約11年5か月 | 事実上の 破綻 | 無 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者による家庭内暴力が原因で通算8年以上別居(同居期間は通算約2年) ・ 配偶者が申請人との連絡を拒否 ・ 離婚手続を進めるため弁護士に相談 |
| 6 | 女性 | 約8年8か月 | 永住者 (男性) | 約6年 | 事実上の 破綻 | 外国人(永住者) 実子 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者による家庭内暴力が原因で3年以上別居 ・ 子の親権に争いがあり離婚調停不成立、離婚訴訟準備中 |
| 7 | 男性 | 約8年3か月 | 日本人 (女性) | 約7年9か月 | 離婚 | 日本人実子 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本人実子に対して毎月3万円の養育費の支払いを継続 ・ 会社員として一定の収入あり ・ 親権者は前配偶者 |

2 「定住者」への在留資格変更許可が認められなかった事例

| | 性別 | 本邦 在留期間 | 前配偶者 | 前配偶者との 婚姻期間 | 死別・ 離婚の別 | 前配偶者との間の 実子の有無 | 事案の概要 |
|---|----|------------|-------------|----------------|-------------|-------------------|---|
| 1 | 男性 | 約4年10か月 | 日本人 (女性) | 約3年 | 離婚 | 日本人実子 | <ul style="list-style-type: none"> 詐欺及び傷害の罪により有罪判決 親権者は前配偶者 |
| 2 | 男性 | 約4年1か月 | 永住者 (女性) | 約3年11か月 | 事実上の 破綻 | 無 | <ul style="list-style-type: none"> 単身で約1年9か月にわたり本邦外で滞在 |
| 3 | 女性 | 約4年1か月 | 日本人 (男性) | 約3年10か月 | 死亡 | 無 | <ul style="list-style-type: none"> 単身で約1年6か月にわたり本邦外で滞在 本邦在留中も前配偶者と別居し風俗店で稼働 |
| 4 | 女性 | 約3年4か月 | 日本人 (男性) | 約1年11か月 | 離婚 | 無 | <ul style="list-style-type: none"> 前配偶者の家庭内暴力による被害を申し立てた2回目の離婚 初回の離婚時に前配偶者による家庭内暴力を受けていたとして保護を求めていたが、間もなく前配偶者と再婚 前配偶者との婚姻期間は離婚を繰り返していた時期を含め約1年11か月 |
| 5 | 女性 | 約4か月 | 日本人 (男性) | 約3か月 | 離婚 | 無 | <ul style="list-style-type: none"> 前配偶者の家庭内暴力による被害を申し立てて申請 婚姻同居期間は3か月未満 |
| 6 | 女性 | 約3年3か月 | 日本人 (男性) | 約2年1か月 | 離婚 | 無 | <ul style="list-style-type: none"> 前配偶者の家庭内暴力による被害を申し立てて申請 日本語学校に通うとして配偶者と別居したが、風俗店に在籍していたことが確認されたもの 婚姻の実体があったといえるのは、約1年3か月 |